

行 動 計 画

働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるよう、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年10月1日～令和6年9月30日までの5年間

2. 内 容

目標1: 令和6年9月30日までに年次有給休暇の取得日数を、
1人当たり平均10日以上とする。

3. 対 策

令和1年10月～ 年次有給休暇の取得について広報開始

令和2年 7月～ 年次有給休暇の取得日数を1人平均7日以上とし
段階的に増加する。

1. 計画期間 令和1年10月1日～令和6年9月30日までの5年間

2. 内 容

目標2: 産前産後休暇、育児休業する従業員に対し、社会保険料免除制度の
周知や情報提供を行う。

3. 対 策

令和1年10月～ 該当する従業員に対し、現時点での法に基づく諸制度を調査
し、情報の広報を開始する。